



保存版

「まつど国際文化大使」制度をご利用される方へ



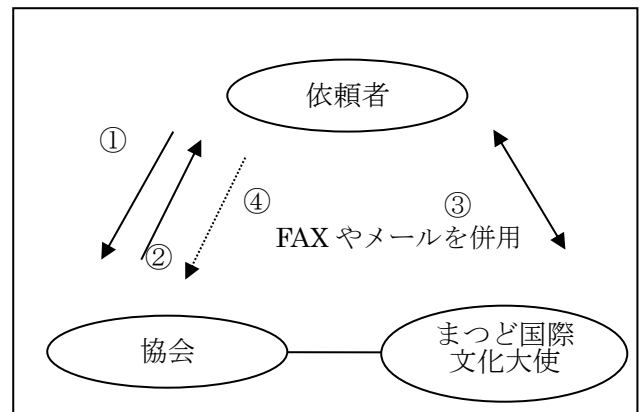
(公財) 松戸市国際交流協会

《制度の概要》

「まつど国際文化大使」制度は、市内で開催される市民主催の国際理解のための講座やイベントで、外国の文化・生活・芸術などを紹介するために「まつど国際文化大使」を派遣する制度です。

1. 利用方法と申込手順

- ①「まつど国際文化大使紹介依頼書」(様式2)に記載し、開催希望日の2か月前までに当協会へお申込みください。依頼内容は、登録大使の得意分野の範囲内でお選びください。(通訳希望の場合は応相談)



- ②当協会にて依頼内容を審査し、大使の同意を得た上で依頼者に決定通知書を送付いたします。ただし、大使の都合などでご紹介できない場合もあります。
- ③依頼者は、大使と直接連絡をとり、内容・開催場所・日程・送迎方法などの詳細について打合せをしてください。その際、意思疎通を明確にするためにも、FAX やメールなど形に残るものを併用してください。
- ④事業終了後、依頼者は当協会へ報告書(「まつど国際文化大使」紹介に関する報告書)及び写真等の資料を提出してください。当協会のホームページや会報誌で活動の様子を紹介する場合があります。

※紹介の制限：依頼内容が次の項目に該当する場合、大使の紹介はできませんので、ご了承ください。

- ・政治、宗教、営利目的と認められる場合
- ・依頼内容や時間等が大使にとって過重と認められる場合
- ・協会に支障があると認められる場合

2. 危険負担等

- ①不測の事態発生により大使が活動不能となった場合、協会はその賠償の責を負いません。
- ②協会は、「まつど国際文化大使」活動に伴う大使または第三者の傷害等及び依頼者が被った損害について、その賠償の責を負いません。

③依頼者は、万一、大使または第三者が「まつど国際文化大使」活動に伴って傷害等を被ったときは、誠意をもってその解決にあたるようお願い致します。

3. 大使派遣にあたってのお願い

①当日は最寄駅までの送迎をお願いいたします。万一、送迎が難しい場合には、事前に詳細な地図を大使に送付するなど、ご配慮をお願いいたします。

②大使は講義の専門家ではありません。至らぬ点もあるかと存じますが、ご理解いただければ幸いです。

③ゲストを迎えるというお気持ちで、ぜひとも心のこもった応対をして頂きますようお願いいたします。

④交通費*・資料コピー代・料理材料費などの実費は、大使にご確認の上でご依頼者様でご負担くださいますようお願いいたします。（*車利用の場合は、公共交通機関利用相当分と駐車料金）

★ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

公益財団法人松戸市国際交流協会

〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビルディング 4階

松戸市文化ホール内（下記地図参照）

TEL 047-711-9511 fax 047-308-6789

Eメール office@miea.or.jp URL <https://miea.or.jp/>

